

お友達やお知り合いのご紹介で

2,000ポイントプレゼント!

京王パスポートVISAカードご紹介キャンペーン



※2024年8月より、ご紹介者様へのポイント加算は1ヶ月で4,000ポイント(2名様分)が上限となります。

- ※本キャンペーンのご参加には事前エントリーが必要です。
- ※カード発行には所定の審査がございます。(カード発行会社は、三井住友カード株式会社となります) その他注意事項がございますので、必ずお読みください。

対象カード

ご紹介者様がお持ちのカード、およびご紹介を受けた方が本会員としてお申込みされたカードの両方が 下記のいずれかに該当する場合が、キャンペーンの対象となります。



京王パスポートVISAカード ゴールドカード



京王パスポート VISAカード



京王パスポート VISAカード(旧カード)



京王パスポートVISA キラリナカード



京王パスポート PASMOカードVISA

キャンペーンご参加の流れ



ご紹介者様のご登録

ご紹介エントリーフォームより、お持ちのカードの「お客様番号」(カード表面下段12桁の番号)と「Eメールアドレス」をご登録ください。ご登録後に登録完了メールが届きます。



キャンペーンコードのご案内

5営業日以内に、メールにて、キャンペーンコードおよびキャンペーンのご案内を差し上げます。



お知り合いにキャンペーンコードをお知らせ

STEP2でご案内したご紹介者様専用のキャンペーンコードを、下記STEP4の説明の空欄に書き込んで、ご紹介したい方にお渡しください。





ご紹介を受けた方がお申込み手続き

Webより対象カードに本会員としてお申込みください。お申込み画面内の「キャンペーンコード 入力欄」に、ご紹介者様のキャンペーンコードを必ずご入力ください。



キャンペーンコード (5桁) をお持ちの方はご入力ください。



新規カード発行後、ポイント加算

ご紹介を受けた方に新規カードが発行されましたら、原則1ヶ月以内に、 ご紹介者様が登録されたカード、および新規ご入会者様(ご紹介を受けた方)のカードにポイントを加算いたします。

※2024年7月1日以降の新規カード発行分より翌月中旬にポイントを 加算いたします。

(ご参考)・2024年6月 1日~15日に新規カード発行:6月下旬加算

・2024年6月16日~30日に新規カード発行:7月中旬加算

・2024年7月 1日~31日に新規カード発行:8月中旬加算



ホームページ

ご注意事項

<キャンペーンご参加手続きについて>

- ・ご紹介者様にお送りする登録完了メールは自動送信です。届かない場合は、登録されたEメールアドレスに誤りがあるか、無効である可能性がございますので、ご確認のうえ改めてエントリーをお願いいたします。※迷惑メール設定をされている場合は、送信元「@keio-passport.co.jp」のメールが受信できるように設定をお願いいたします。
- ・ご紹介者様用のキャンペーンコードには有効期限がございます。有効期間内であれば同じキャンペーンコードで2人以上の方をご紹介いただくこともできます。 ・ご紹介を受けた方がお申込み時にキャンペーンコードをご入力いただいた場合のみ、キャンペーンの対象となります。※ご入力がないと、本キャンペーンの対象になりません。※ご入力に誤りがあった場合も本キャンペーンの対象になりません。

<キャンペーン内容について>

・本キャンペーンのご参加には事前エントリーが必要です。・ご紹介者様は本キャンペーン対象カードをお持ちの方に限ります。・ご紹介に必要なキャンペーンコードには有効期限がございます。有効期限はエントリー後にキャンペーンコードをお知らせする際にご案内いたします。・ご紹介者様のポイント加算は、ご紹介された方にキャンペーン対象カードが本会員として新規に発行された場合に限ります。・ご紹介者様のポイント加算は、1ヶ月で4,000ポイント(2名様分)が上限となります。※2024年8月より変更。・カード発行には所定の審査がございます。お申込みいただいてもご希望に添えない場合があります。(カード発行会社は、三井住友カード株式会社となります)・新規ご入会者様に加算するポイントは、カード申込時に別の期間限定キャンペーン等が開催されている場合は、期間限定キャンペーンのポイント数が適用される場合があります。・本キャンペーンは、予告なく変更・中止する場合がございます。

<特典の対象とならない場合>

・ご紹介を受けた方が本キャンペーン対象カードのお申込みをされなかった場合。 ・ご紹介を受けた方が、家族カードをお申込みされた場合。 ・カードお申込み時の審査において、ご紹介を受けた方にカードが発行されなかった場合。 ・ご紹介者様とご紹介を受ける方が同一人物である場合。 ・ご紹介者様のカードがご解約、または会員資格が停止している場合。 ・ご紹介を受けた方が、既にカードをお持ちの場合(お申込み中・カードの到着をお待ちの方含む) ・ご紹介を受けた方に発行されたカードが、特典加算時点でご解約または会員資格が停止している場合。

<特典をお断りする場合>

・ご紹介者、またはご紹介を受けた方が、特典受領後のカード解約を前提としていることが疑われる場合であって、不適切な行為であると当社が判断した場合。 ・上記以外にも、本キャンペーンを悪用していると当社が判断した場合。